

追加の救命いかだの積付け場所の照明装置に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領

改正事項

追加の救命いかだの積付け場所の照明装置に関する事項

改正理由

IACS は、SOLAS 条約第 III 章第 31.1.4 規則で要求される追加の救命いかだの積付け場所に備え付ける設備等を明確にする統一解釈 SC213 を 2006 年 8 月に制定しており、本会は既に規則に取入れている。

しかしながら、同統一解釈においては、追加の救命いかだの積付け場所及び当該いかだの進水する水面を照らす照明装置の給電要件が不明確であったことから、IACS は、同要件を明確にすべく、統一解釈 SC213 を改正し、2011 年 6 月に統一解釈 SC213(Corr.2)として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC213(Corr.2)を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

SOLAS 条約第 III 章第 31.1.4 規則で要求される追加の救命いかだの積付け場所及び進水する水面については、SOLAS 条約第 III 章第 16.7 規則の要件を満たす非常照明装置により適切に照明するよう規定した。